平成２８年（フ）第８９０号
名古屋市名東区貴船２丁目1104番地の４
破産者　有限会社庭夢舎
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８８号
名古屋市北区生駒町１丁目34番地の２
破産者　森　　和代
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１１号
名古屋市中村区名駅４丁目24番５号
破産者　ＣＨＥＥＲＦＵＬ株式会社
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９６号
愛知県常滑市本郷町４丁目112番地
破産者　株式会社カオン
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０９号
神戸市中央区海岸通４丁目３番13号
破産者　マグマセミコン株式会社
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４０号
神戸市中央区生田町３丁目３番19号ＢＲＥＥＤ＋神戸４Ｆ
破産者　株式会社リーフ・プロデュース
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３号
長崎県諫早市松里町438番地
破産者　特定非営利活動法人レインボーブリッジ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2349番地６、前本店所在地熊本県菊池郡菊陽町沖野４丁目18番48号
破産者　有限会社興成産業
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２６号
沖縄県豊見城市字高安385番地
破産者　株式会社沖正建設
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９９号
秋田市上北手大戸字大戸178番地
破産者　秋田火工株式会社
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の736
破産者　山岸　　登
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８１号
三重県津市末広町16番31号　レオパレスアケノ第５－202
破産者　石津　正顕
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８２号
三重県鈴鹿市野町東１丁目12番18号　キャッスルハイツ鈴鹿野町502号
破産者　有限会社Ｆａｉｔｈ
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
三重県津市河芸町千里ヶ丘42番地53
破産者　和田　　実
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１３号
香川県東かがわ市湊481番地１
破産者　有限会社アサヒ染工場
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３５号
香川県高松市松福町１丁目７番14号
破産者　株式会社ファイブスター
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７１号
愛媛県松山市東石井６丁目５番３号
破産者　株式会社大日興産
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
愛媛県松山市祇園町３番34号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市保免中２丁目11番23号
破産者　せきや製麺有限会社
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４７号
北九州市小倉北区香春口２丁目４番15号
破産者　株式会社内田
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０１号
宮崎県延岡市山下町２丁目８番地６
破産者　合資会社ハヤマ
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８９５号
千葉市稲毛区轟町５丁目７番28号　大倉アパート202号
破産者　長岡　智美
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０８号
千葉県市川市福栄１丁目６番22号
破産者　岡田日花里
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係